

II. 附 則

平成27年4月1日「生徒心得」より「千早生徒憲章」に変更

この憲章は平成28年4月1日に一部改訂

13. 生徒心得

第1章 遵守すべき事項

第1条 法令遵守・人権尊重・秩序維持義務
学校内外において、法令を遵守し、人権を尊重しなげなければならない。また、校内の秩序を乱す行為をしない。

※この規定に違反した場合は、必要に応じて特別指導を行うことがある。

第2条 マナー遵守

学校内外において、社会生活に求められるマナーを遵守する。

第3条 登下校時刻

別に指示のある場合を除き、8時30分までに登校する。また、原則として17時までに下校する。

第4条 服装等

1. 登下校時および校内においては、服装規程に従い、正しく制服を着用する。ただし、止むを得ず制服を着ることができないときは、事前に生活指導部に申し出る。
2. 染髪等、化粧、装身具等の着用してはならない。

※この規定に違反した場合は、必要に応じて再度指導を行うことがある。

第5条 不正行為

定期考査その他の試験において不正行為をしてはならない。

第2章 留意すべき事項

第6条 基本的な生活

1. 各教科に関する学習や特別活動に積極的に参加し、その効果を高め、学校生活を有意義なものとするよう努める。
2. 前項の目的を達成するため、校内外を問わず規則正しい生活を心がけるとともに、時間を有効に使うよう心がける。また、身辺を清潔にし、整理整頓に心がける。

第7条 所持品

常に生徒証・生徒手帳を携帯する。また、所持品は自己の責任において管理する。

第8条 公 共 物

施設・設備・備品その他の公共物を適正に利用し、使用後は原状に復すとともに、清潔・美化に努める。

第9条 登 下 校

1. 登下校時は交通法規等に従い交通安全に心がける。
2. 通学は公共交通機関、自転車、徒歩による。自転車通学を希望する者は、別に定める規定に従う。

第3章 その 他

第10条 外部団体の校内での活動

本校生徒が所屬する外部団体が、校内で活動しようとする場合は、事前に校長の許可を得る。

第11条 掲示・出版・放送・集会

1. 校内において、掲示・出版・放送・集会を行おうとする場合は、事前に生活指導部の許可を得る。

2. 正規の許可を得た掲示物を毀損、破損してはならない。

第12条 遺失・盗難

1. 校内で、自己の物でない物を拾得した場合は、速やかに生活指導部に届け出る。自己の物を紛失・遺失した場合は同様とする。
2. 校内で、盗難にあった場合は速やかに生活指導部に届け出る。

第4章 生徒会等

第13条 生徒会活動

1. 生徒は、自主的、主体的な活動をするため、生徒会を組織することができる。
2. 生徒会は、生徒の総意を代表するとともに、生活指導部の指導・助言により、生徒の自主的な活動を推進することができる。

第14条 部 活 動

1. 生徒は、学校生活において自己実現を図るため、部活動を組織することができる。
2. 各 部 は、生活指導部および顧問の指導・助言により、自主的な活動を推進することができる。

きる。

第15条 アルバイトの禁止

原則としてアルバイトはしない。ただし、家庭の事情等で必要な場合、「アルバイト届」を提出し、許可を得ること。

第5章 附 則

第16条 附 則

平成28年4月1日「千早生徒憲章」より一部抜粋し、「生徒心得」に改訂
平成30年4月1日一部改訂

14. SNS千早ルールについて

目的：千早生がはじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため

制定日：平成29年度5月2日(火) 第13回生徒総会にて

作成者：第13期生徒会役員一同

SNS千早ルール 3大原則

其の一、大切な話は、できるだけ実際に会って話そう
(文字だけで伝えるとその時の「感情」が伝わらないので相手に誤解される可能性がある)

其の二、SNSに友達の写真・個人情報やわやみに載せない
(知っている人しか見えないだろうという公開範囲の認識の甘さから犯罪に巻き込まれる可能性がある)

其の三、他人を誹謗中傷するような書き込みをしない
(些細なことからいじめなどのトラブルに発展する可能性がある。他者を尊敬しておらず千早生として相応しくないため)